入　札　説　明　書

ＲＰＡ及びＡＩ－ＯＣＲソフトウェア賃貸借（以下「本案件」という。）に係る令和８年防府市告示第　　号（以下「告示」という。）に基づく入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　告　示　日　令和８年１１月２５日（水）

２　発　注　者　防府市長　池　田　　豊

３　担　当　課　〒７４７－８５０１　山口県防府市寿町７番１号
防府市デジタル推進課デジタル戦略係
電　話　０８３５－２５－２４１２
ＦＡＸ　０８３５－２３－４３００
メール　densan@city.hofu.yamaguchi.jp

４　入札に関する事項

⑴　件　　名　　ＲＰＡ及びＡＩ－ＯＣＲソフトウェア賃貸借
⑵　実　施　場　所　　防府市役所
⑶　入　札　説　明　会　　本説明書をもって説明会に代える
⑷　調達案件の仕様等　　別紙入札仕様書による

５　入札参加資格

⑴　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。
⑵　告示日から入札の時までの期間に、防府市物品調達等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
⑶　令和８・９年度防府市物品等調達入札参加資格において、業種が「大分類：５　電気通信機器類」の「中分類：Ｄ　ソフトウェア（既製品）」に登録されている者であること。
⑷　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）による更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）による再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
⑸　入札に参加しようとする者（法人の場合にあっては代表者、個人の場合にあってはその者）が防府市暴力団排除条例（平成２３年防府市条例第２１号）第２条第２号に規定する暴力団員でないこと。

６　入札参加資格の審査等

⑴　本案件の入札に参加することを希望する者は、制限付一般競争入札参加申請書を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

なお、提出期限までに申請書を提出しなかった者、又は、審査の結果、入札参加資格を有しないと認めた者は、本案件の入札に参加することができない。

⑵　制限付一般競争入札参加申請書の提出

① 提出期限　令和８年１２月１５日（火）午後５時１５分

② 提出場所　３に同じ

③ 提出方法　以下のいずれか

・一般書留又は簡易書留による郵送（提出期限必着）

・持参

・ＦＡＸ（送信後、電話にて受信確認を行うこと。）

・電子メール（開封確認を付し、送信後、開封通知が届かない場合は、電話にて確認を行うこと。）

⑶　入札参加資格の審査は、申請書の提出期限を以って行うものとし、入札参加資格の無い者が申請書を提出した場合、審査した結果を電子メール又はＦＡＸで、令和８年１２月１６日（水）までに通知する。

⑷　その他

① 申請書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

② 防府市長は、提出された申請書を入札参加資格の審査以外に提出者に無断で使用しない。

③ 提出された書類は、返却しない。

④ 提出期限以降における申請書の差し替え及び再提出は認めない。

７　仕様書に対する質問・回答

⑴　仕様書に対する質問がある場合においては、以下のとおり書面により行うこと。

① 提出期限　令和８年１２月３日（木）午後５時１５分

② 提出場所　３に同じ

③ 提出書類　物品仕様内容質問書

④ 提出方法　6の⑵の③に同じ

⑵　質問に対する回答は、次のとおり、随時掲載する。

① 期　　間　令和８年１１月２６日（木）から令和８年１２月２３日（水）まで

② 掲載方法　防府市ホームページに掲載する。

８　入札方法等

⑴　入札執行の日時及び場所

① 日　　時　令和８年１２月２３日（水）　午前１０時３０分

② 場　　所　防府市入札執行室（防府市役所本館７階）

⑵　入札保証金　免除とする。

⑶　入札書の提出方法

① 入札参加者は、所定の入札書に記名押印の上、入札件名、入札参加者の商号又は名称を記載した封筒に入札書を入れて密封し、指定した日時及び場所において、所定の入札箱に投函しなければならない。郵便等による提出は認めない。

② 代理人が提出する場合は、入札書に入札参加者の商号又は名称に加えて、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載し、代理人の印を押印しておかなければなら

ない。

(4)　入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

(5)　落札者の決定方法等

① 防府市財務規則（平成８年防府市規則第６号）第９７条第１項及び第２項の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

② 落札となるべき同価の入札をした者が２以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、くじは辞退できない。

また、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない防府市職員にくじを引かせるものとする。

(6)　入札条件等

① 入札執行回数は、３回までとする。１回で落札に至らない場合、その場で３回まで入札を行うため、入札書を３枚（押印済み）準備しておくこと。

② 開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

③ 入札に関する行為を代理人に行わせようとするときは、その委任状を提出しなければならない。

④ 入札書の記載事項については、これを訂正することはできない。

⑤ 入札書を投函後は、入札書の書換え、差し替え又は撤回することはできない。

⑥ 開札において無効となった者は、落札にいたらなかった場合に行われる再度入札（２、３回目）に参加できない。

⑦ 再度の入札において、初度入札の最低価格を上回る価格で入札した者は、当該入札に係るその後の入札に参加させない。

９　無効入札

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1)　入札参加資格のない者がした入札

(2)　入札書記載の価格、氏名その他の事項を確認できない入札

(3)　入札書記載の価格を加除訂正した入札及び記名押印のない入札

(4)　入札者又はその代理人が、同一事項に２以上の入札をした入札

(5)　同一人が、２以上の入札者の代理人としてした入札

(6)　委任状を持参しない代理人がした入札

(7)　談合その他の不正の行為があったと認められる入札

(8)　その他入札に関する条件に違反した入札

(9)　当初の入札に参加しなかった者が行った２回目以降の入札

１０　契約書の作成及び契約保証金

⑴　契約書は、市の指定する様式とする。

⑵　契約書の作成に要する経費は、落札者の負担とする。

⑶　落札決定後、契約締結までの間に落札者が入札参加の資格制限、指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

⑷　契約保証金は、契約金額の１００分の１０以上の契約保証金を納付すること。ただし、防府市財務規則第１１３条に規定する担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、防府市を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合又は過去２年の間に国（公団を含む。）、地方公共団体と４に掲げる事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は、契約保証金の納付を免除する。

なお、契約保証金の免除の決定は落札決定後とする。

１１　その他

⑴　申請書に虚偽の記載をした場合においては、防府市の物品調達等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止を行うことがある。

⑵　契約後に談合行為、仕様変更など、不誠実な行為が発覚した場合は、契約不履行とみなし、契約解除措置を取る場合もあるので留意すること。

⑶　本業務に関して知り得た個人情報その他の秘密情報を第三者に漏らさないこと。この業務の終了後も同様とする。

⑷　本入札に係る書類様式は本通知に添付のものとする。なお、各書類様式の電子データは下記ページに掲載しているので、必要に応じてダウンロードの上使用すること。

防府市　契約課　物品調達等 様式のダウンロード

https://www.city.hofu.yamaguchi.jp/soshiki/118/buppinyousikidownload.html

以上